

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「麻薬管理指導加算」 「重複投薬・相互作用等防止加算」 「乳幼児服薬指導加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実
監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

資料No.20200807-1074

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事	
薬学管理科	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44	https://yakumed.jp/articles/54
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57	https://yakumed.jp/articles/67
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55	https://yakumed.jp/articles/60
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51	https://yakumed.jp/articles/59
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点						

(薬剤服用歴管理指導料1~3、かかりつけ薬剤師指導料)

内容	点数
麻薬を調剤した場合に、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行ったとき	22点

【要件】

確認・指導内容

患者又はその家族等に電話等で定期的に以下を確認

投与薬の服用状況

保管状況

残薬

患者又はその家族等

確認

薬剤師

保管取扱い上の注意等に必要な指導実施

残薬の適切な取扱い方法も含む

保管取扱い上の注意等に
必要な指導

効果・副作用の有無の確認

効果・副作用の有無確認

必要な薬学的管理指導の実施

薬剤服用歴に記録

記録

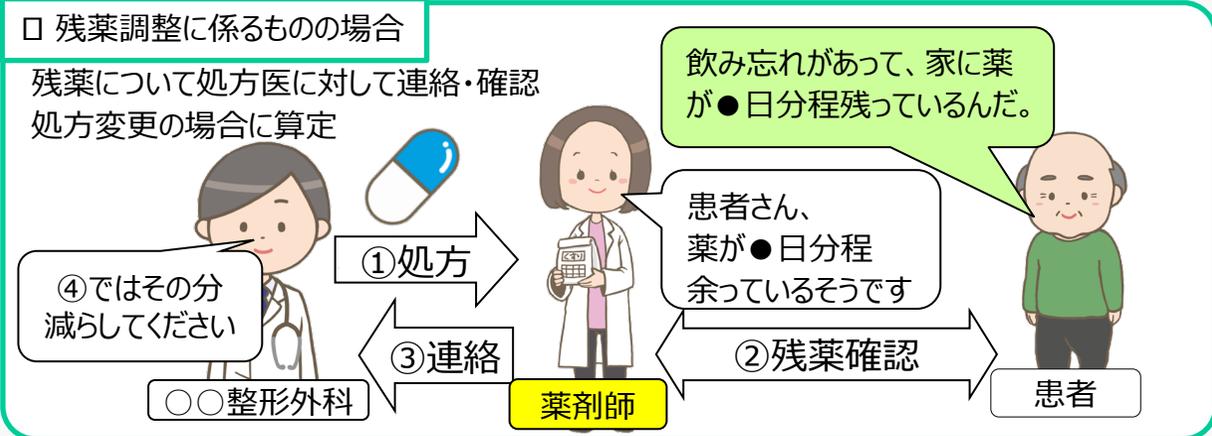
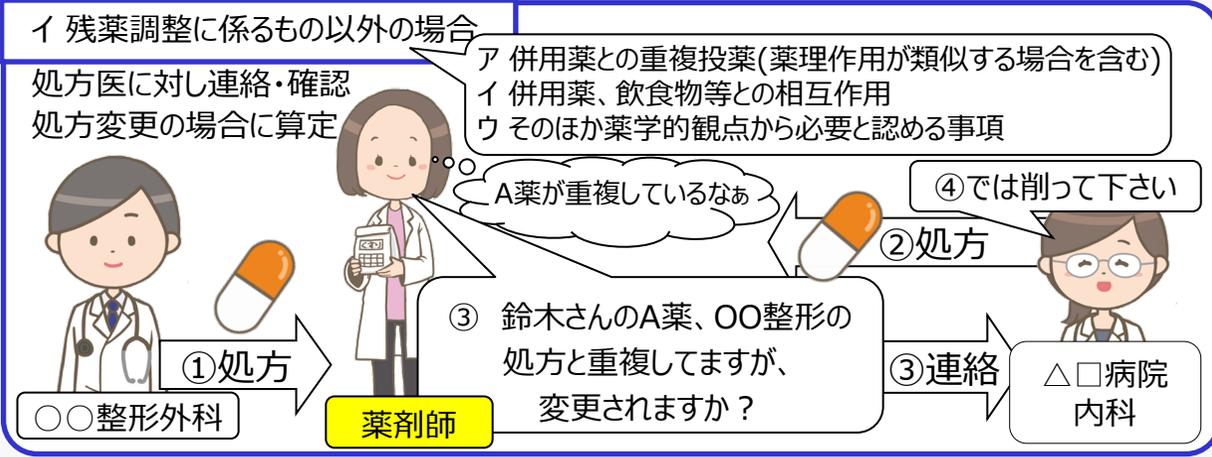
指導の要点

薬剤服用歴

(薬剤服用歴管理指導料1~3、かかりつけ薬剤師指導料)

内容	点数	
薬剤服用歴の記録又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合 ※複数の項目に該当した場合であっても、 重複しての算定は不可	イ 残薬調整に係るもの以外の場合	40点
	ロ 残薬調整に係るものの場合	30点

【要件】



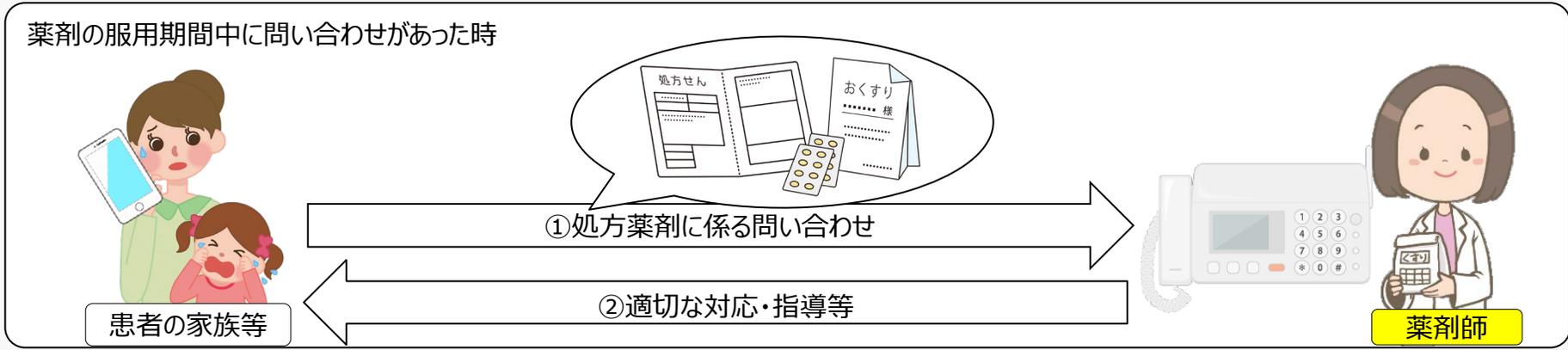
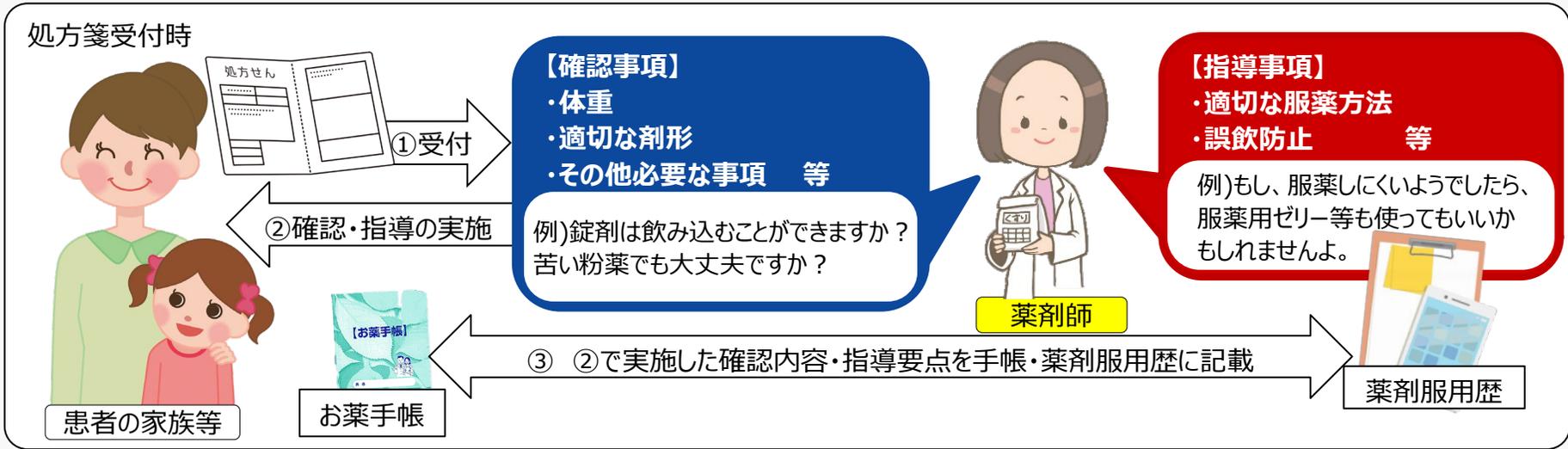
イ、ロ 共通要件



本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPIグループが編集したものです。その正確性について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

(薬剤服用歴管理指導料1~3、かかりつけ薬剤師指導料)

内容	点数
6歳未満の乳幼児に係る調剤の際、必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、指導の内容等を手帳に記載した場合 【要件】	12点 乳幼児が安全に、又は容易に服用できるよう、乳幼児への服薬指導を行った場合に薬剤服用歴管理指導料の加算として算定する



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>